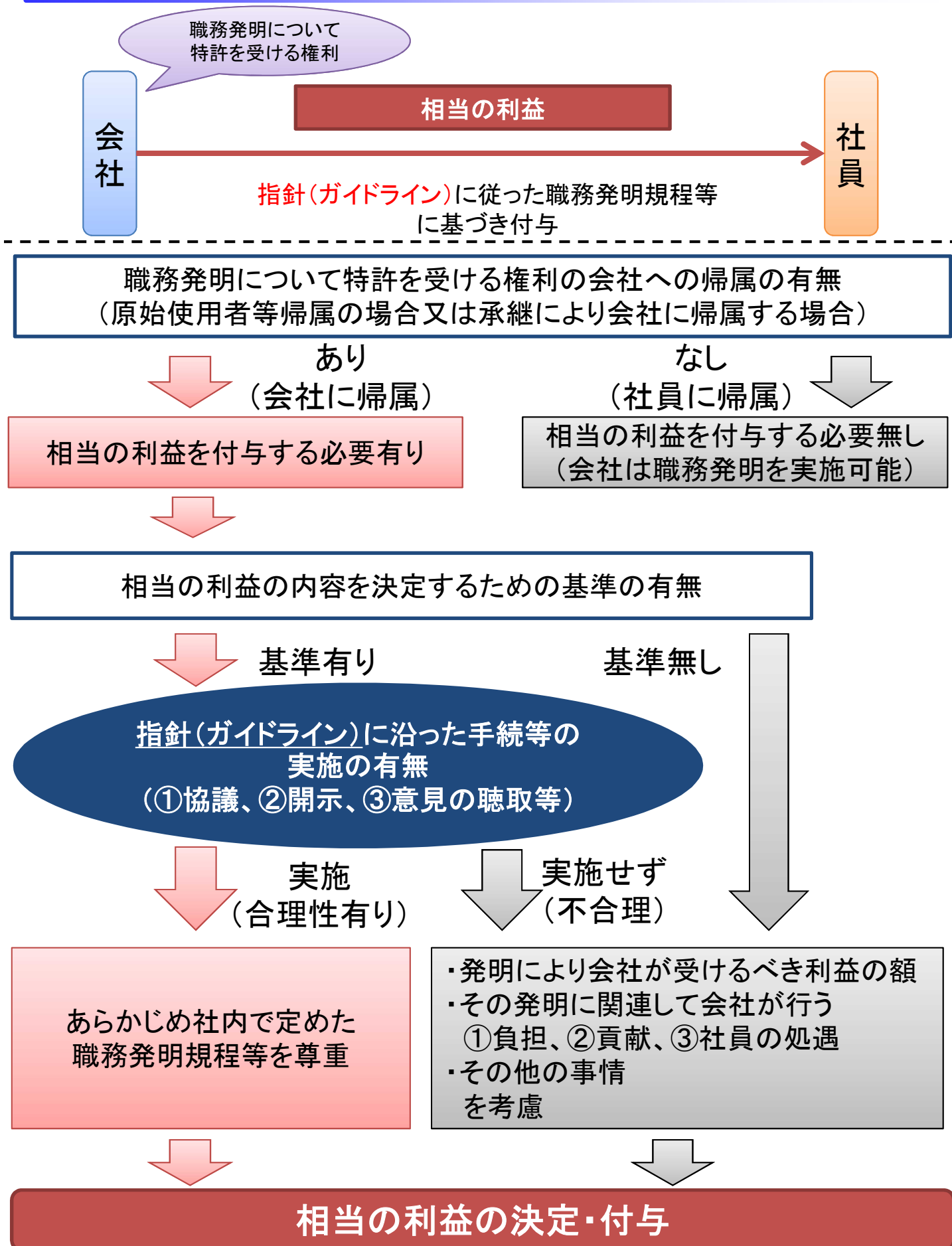


特許法第35条第6項の 指針(ガイドライン)の位置づけ



特許法第35条第6項の 指針(ガイドライン)の概要(1)

<相当の利益の付与手続の流れ>

※指針では、以下①～③の手続の適正な在り方について明示

基準案の策定

①基準案の協議

基準の確定

①「協議」とは、基準の策定に関して、基準の適用対象となる職務発明をする従業者等又はその代表者と使用者等との間で行われる話し合い（書面や電子メール等によるものを含む）全般を意味する。

【例】従業者等が代表者を通じて話し合いを行う場合の適正な在り方

<指針第二 - 1(三)、第二二>

②基準の開示

②「開示」とは、基準の適用対象となる職務発明をする従業者等がその基準を見ようと思えば見られる状態にすることを意味する。

【例】イントラネットで基準を開示する場合に個人の専用パソコンを与えられていない従業者等がいる場合の適正な在り方

<指針第二 - 1(四)、第二三>

相当の利益の決定

③意見の聴取 (異議申立手続含む)

相当の利益の確定

③「意見の聴取」とは、具体的に特定の職務発明に係る相当の利益の内容を決定する場合に、その決定に関して、当該職務発明をした従業者等から、意見（質問や不服等を含む。）を聴くことを意味する。

【例】あらかじめ従業者等から意見を聴取した上で相当の利益の内容を決定する方法の場合の適正な在り方

<指針第二 - 1(五)、第二四>

特許法第35条第6項の 指針(ガイドライン)の概要(2)

上記①～③以外の指針の主な記載事項は、以下のとおり。

退職者に対する手続

- ◆ 退職者に対して相当の利益を退職後も与え続ける方法だけでなく、特許登録時や退職時に相当の利益を一括して与える方法も可能である。
- ◆ 退職者に対する意見の聴取については、退職後だけではなく、退職時に行うことも可能である。

<指針第三. 四>

中小企業等における手続

- ◆ 従業者の数が比較的少ない中小企業等においては、事務効率や費用等の観点から、その企業規模に応じた方法で、協議、開示、意見の聴取といった手続を行うことが考えられる。
- ◆ 中小企業等における基準の開示については、費用等の観点から、例えば、イントラネットではなく、従業者等の見やすい場所に書面で掲示する方法によることが考えられる。

<指針第三. 五>

金銭以外の「相当の利益」

「相当の利益」には、金銭以外の経済上の利益も含まれる。

- ◆ 経済上の利益については、経済的価値を有すると評価できるものである必要がある。(例えば、表彰状等のように相手方の名誉を表すだけのものは含まれない。)
- ◆ 相当の利益の付与については、従業者等が職務発明をしたことを理由としていることが必要である。
- ◆ 金銭以外の相当の利益の付与としては、例えば、以下に掲げるものが考えられる。
 - (一) 使用者等負担による留学の機会の付与
 - (二) スtockオプションの付与
 - (三) 金銭的処遇の向上を伴う昇進又は昇格
 - (四) 法令及び就業規則所定の日数・期間を超える有給休暇の付与
 - (五) 職務発明に係る特許権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾

<指針第三. 一>